

手順書:ろう孔管理関連

15. 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換(7-1)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(ろう孔の破たんの有無、接着部や周囲の皮膚の状態、発熱の有無等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

創が瘻孔化し、カテーテルの交換が困難ではないことが確認されている既に交換を最低1回済ませている患者で、

- ・何らかの原因でカテーテルやボタンが抜けてしまった時
- ・何らかの原因でカテーテルやボタンが破損したと思われる時
- ・定期の交換の時期



病状の範囲外

【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識、バイタルサイン、病状が平常時と変化がない。
- 瘻孔から出血していない。
- 胃瘻である（経食道瘻、経小腸瘻でない）。
- 内部ストッパーがバルーン型である。
- 交換前のカテーテル/ボタンの可動性が良好である。
- 血圧のコントロールが良好であること
- 出血傾向がないこと
- カテーテル挿入創に感染がない



担当医師に直接連絡し指示をもらう

病状の範囲内

安定
緊急性なし



【診療の補助内容】

胃ろうカテーテル（バルーン型）又は胃ろうボタン（バルーン型）の交換



担当医師に直接連絡し指示をもらう

【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識、バイタルサインに変化がない
- 交換後の腹痛がないか、あっても軽度である
- 交換後のカテーテル/ボタンの可動性が良好である
- 胃内容物の逆流が確認できる
- 胃瘻部から持続的な出血が認められない
- どれか一項目でも該当しないものあれば、担当医に連絡

【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】
担当医師



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

1. 担当医師の携帯電話に直接連絡
2. 診療記録への記載